

## 鳥取県廃棄物関係手数料免除要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市の中核市移行に伴い、県及び鳥取市のいずれにも申請が必要となる事業者の負担軽減を目的として、鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る手数料の免除について定めるものである。

### (手数料の免除)

第2条 知事は、次の各号に掲げる手数料を、当該手数料に係る事務の申請を県及び鳥取市のいずれにも行う者で、それぞれ当該各号に定める地域内に本店を有する者に対して、免除することができる。

- (1) 条例第2条第1項第77の4号から第77の12号まで並びに第82号、第83号、第84号イ、第87号、第88号及び第89号イに掲げる事務に係る手数料 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町
- (2) 条例第2条第1項第79の6号、第79の7号、第80号、第81号、第84号ア、第85号、第86号及び第89号アに掲げる事務に係る手数料 鳥取市
- (3) 条例第2条第1項第78号イ、第79号イ、第79の4号、第79の5号、第90号イ、第91号イ、第91の4号及び第91の5号に掲げる事務（ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計されたもののみを用いて施設の設置を行う場合の許可事務に限る。）に係る手数料 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町

### (手数料の免除申請)

第3条 前条の規定に基づき手数料の免除を受けようとする者は、様式第1号により、知事に申請をしなければならない。

### (免除の決定)

第4条 知事は、前条の申請を受理したときは、当該申請者による免除を行う手数料の事務の申請が鳥取市に受け付けられていること及び第2条の免除の対象に該当することの可否を確認した上で、免除の可否を決定し、様式第2号により当該申請者に通知するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月 日 から施行する。

鳥取県知事 様

申請者

住 所 （所在地）

氏 名 （名称及び代表者）

連絡先

鳥取県廃棄物関係手数料免除申請書

次の事務の手数料について、鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき免除を受けたいので、鳥取県廃棄物関係手数料免除要綱第3条の規定により申請します。

1 免除を受けようとする事務の内容等

事務の内容及び条例第2条第1項の該当号数	免除を受ける事務	免除を受けようとする手数料額	鳥取市受付日
使用済自動車の引取業の登録（第77の4）		4,000円	
使用済自動車の引取業の登録の更新（第77の5）		3,500円	
使用済自動車のフロン回収業者の登録（第77の6）		5,000円	
使用済自動車のフロン回収業者の登録の更新（第77の7）		4,200円	
使用済自動車の解体業の許可（第77の8）		78,000円	
使用済自動車の解体業の許可の更新（第77の9）		70,000円	
使用済自動車の破砕業の許可（第77の10）		84,000円	
使用済自動車の破砕業の許可の更新（第77の11）		77,000円	
使用済自動車の破砕業の事業の範囲の変更の許可（第77の12）		67,000円	
一般廃棄物処理施設の設置の許可（第78イ）※		110,000円	
一般廃棄物処理施設の変更許可（第79イ）※		100,000円	
一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可（第79の4）※		68,000円	
一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可（第79の5）※		68,000円	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定（第79の6）		147,000円	
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定（第79の7）		134,000円	
産業廃棄物の収集運搬業の許可（第80）		81,000円	
産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新（第81）		73,000円	
産業廃棄物の処分業の許可（第82）		100,000円	
産業廃棄物の処分業の許可の更新（第83）		94,000円	
産業廃棄物の収集運搬業の変更許可（第84ア）		71,000円	
産業廃棄物の処分業の変更許可（第84イ）		92,000円	
特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可（第85）		81,000円	
特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可の更新（第86）		74,000円	
特別管理産業廃棄物の処分業の許可（第87）		100,000円	
特別管理産業廃棄物の処分業の許可の更新（第88）		95,000円	
特別管理産業廃棄物の収集運搬業の変更許可（第89ア）		72,000円	
特別管理産業廃棄物の処分業の変更許可（第89イ）		95,000円	
産業廃棄物処理施設の設置の許可（第90イ）※		120,000円	
産業廃棄物処理施設の設置の変更許可（第91イ）※		110,000円	
産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可（第91の4）※		68,000円	
産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可（第91の5）※		68,000円	

- 注1）該当事務について「免除を受ける事務」欄に○印をつけること。
- 注2）鳥取市の申請受付日が分かる書類（受付印が押印された副本の写し等）を添付すること。
- 注3）※印は、移動式の廃棄物処理施設に限る。

2 申請者の本店所在地

注）本店所在地が分かる書類（登記事項証明書の写し（個人事業主にあつては住民票の写し）等）を添付すること。

（申請者名） 様

（職氏名）

鳥取県手数料徴収条例に基づく手数料の免除について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 免除の可否  
（免除する）（免除しない）

- 2 免除する場合の免除の内容

免除する事務の内容	免除する事務の手数料額